

新潟県の最低賃金

新潟県最低賃金	最低賃金額	適用の範囲	効力発生年月日
	時間額 円 753	新潟県内の事業場で働く すべての労働者に適用 （下記の特定最低賃金が 適用除外となる者を含む）	28. 10/1

特定最低賃金	最低賃金額	適用除外業務及び年齢	効力発生年月日
電子部品・デバイス・ 電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具 製造業 （電球製造業 及び 電気計測器製造業 を除く）	時間額 円 852	1. 18歳未満又は65歳以上の者 2. 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3. 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 操作が容易な小型機械を使用して行う電気機械器具、 情報通信機械器具若しくは電子部品・デバイス部品の 組立て又は加工業務 ハ 組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、 曲げ、磨き、刻印打ち、かしめ、塗油、検品、材料の送給、 取りそろえ、選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務 ニ 運搬（動力によるものを除く。）、用務員、賄いの業務	28. 12/24
各種商品小売業 （衣食住にわたる商品を小売 する百貨店、総合スーパー等）	時間額 円 800	1. 18歳未満又は65歳以上の者 2. 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3. 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者	28. 12/18
自動車（新車）、 自動車部分品・附属品 小売業	時間額 円 859	1. 18歳未満又は65歳以上の者 2. 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3. 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者	28. 12/31

※ 最低賃金は、公益・労働者・使用者の各代表委員からなる審議会の審議・答申を経て改正決定されています。

※ 最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金に限定されます。

なお、賃金が時間額以外の基準（日額、月額、その他）で定められている場合は、日額、月額等を時間額に換算して比較することとなります。

また、次の賃金は対象になりません。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金など）
- ④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

最低賃金に関するお問い合わせは

新潟労働局賃金室 または最寄りの **労働基準監督署** まで

(TEL 025-288-3504)